



薬生監麻発 0511 第4号
平成 29 年 5 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について（通知）

今般、医薬品が新たに承認されたことに伴い、平成29年厚生労働省告示第193号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

記

1 改正要旨

乾燥濃縮人プロトロンビン複合体が承認されたことに伴い、当該医薬品を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めた。

2 適用時期

公布日（平成29年5月11日）

3 標準的事務処理期間

乾燥濃縮人プロトロンビン複合体の検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知）の記の第一の2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）は、60日とする。

なお、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
インフルエンザワクチン	60
インフルエンザHAワクチン	80
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時 35 パンデミック未発生時 70
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階 パンデミック発生時 35 パンデミック未発生時 70 最終段階 パンデミック発生時 35 パンデミック未発生時 70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階 パンデミック発生時 35 パンデミック未発生時 70 最終段階 パンデミック発生時 35 パンデミック未発生時 70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時 35 パンデミック未発生時 70
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階 120 最終段階 60
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70
不活化狂犬病ワクチン	70
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80
コレラワクチン	60
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70
ジフテリアトキソイド	70
沈降ジフテリアトキソイド	70
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70

検定品目	標準的事務処理期間 (日)	
水痘抗原	40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60	
4価髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)	60	
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60	
精製ツベルクリン(一般診断用)	80	
痘そうワクチン(痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン(乾燥痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
日本脳炎ワクチン	80	
乾燥日本脳炎ワクチン	80	
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80	
肺炎球菌ワクチン	60	
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60	
沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン(無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体)	60	
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60	
破傷風トキソイド	70	
沈降破傷風トキソイド	70	
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)	70	
沈降B型肝炎ワクチン	80	
沈降B型肝炎ワクチン(huGK-14細胞由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)	80	
組換え沈降pre-S2抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80	
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	80	
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	80	
乾燥BCGワクチン	80	

検定品目	標準的事務処理期間 (日)	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）	80	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン（最終段階）	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60
沈降ヘモフィルス b 型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）	70
経口生ポリオワクチン	中間段階
	最終段階
不活化ポリオワクチン（ソーカワクチン）	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）	70
5 倍経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	60
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	60

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥 pH 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs 人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs 人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第一百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月十一日から適用する。

平成二十九年五月十一日 厚生労働大臣 塩崎恭久

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重横線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてこなすものだ、」れを加える。

改 正 後	改 正 前
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 [略]	1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 [同左]
生物学的製剤	生物学的製剤
検定を受け るべき医薬 品 [略]	検定を受け るべき医薬 品 [同左]
手数料 [略]	手数料 [同左]
試験品の数量 [略]	試験品の数量 [同左]

乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	636,900円	1 内容量が20mLであるとき。8本 2 内容量が40mLであるとき。8本	[項を加える。]
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	[略]	[略]	[同左]

2 検定基準 生物学的製剤 [略]	乾燥人ファイブリノゲン [略]	[略]	2 検定基準 生物学的製剤 [同左]
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体 生物学的製剤基準の乾燥濃縮人プロトロンビン複合体の条の3.8.1. 3.8.2. 3.8.3. 3.8.4及び3.8.5に規定する試験法によるものとする。 乾燥濃縮人血液凝固第VII因子 [略]	[目を加える。]		

標榜 製中の「 」の記載は差記である。